

定額減税 特設サイト

このサイトでは、定額減税について解説したパンフレット、様式など、国税庁が提供している定額減税に関する情報を入手・閲覧できます。

(注) 令和6年分所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定されたところです。この特設サイトは、同閣議決定において、「源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるように、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の令和6年分所得税の定額減税の概要等をあらかじめ周知・広報するものです。

※ 定額減税に関する最新情報は随時掲載していきます。

・不審なメールや電話にご注意ください

※国税庁(国税局、税務署を含みます)では、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報(銀行の口座番号や暗証番号など)をメールや電話でお聞きすることはありません。

新着情報

お知らせ

- ・「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた(PDF/6,851KB)」を掲載しました(令和6年1月30日)
- ・「令和6年分所得税の定額減税Q&A(PDF/604KB)」を掲載しました(令和6年2月5日)
- ・源泉所得税関係様式を掲載しました(令和6年2月●日)

定額減税に関する各種情報

制度の概要

定額減税の概要はこちらからご覧いただけます。

パンフレット・Q&A

定額減税に関するパンフレット、Q&Aはこちらからご覧いただけます。

様式・記載例

定額減税に関する各種様式、記載例はこちらからダウンロードいただけます。

給与支払者向け説明会

説明会の開催日程等はこちらからご覧いただけます。

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です!

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続きが可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、「[源泉所得税の納税手続](#)」をご覧ください。

3月1日10時公開予定
※リンク先イメージは3ページです。

定額減税に関するご相談・お問合せ窓口

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）
全国一律の料金でご利用いただけます。

- ※ 間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようにご注意願います。
- ※ 個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話していただき面接予約をお願いします。

関連リンク（外部サイト）

総務省ホームページ「税制改正（地方税）」（外部サイト）

※「令和6年度税制改正に向けて」において「個人住民税の定額減税（案）に係る Q&A 集」などが掲載されています。

このページのリンク設定について

このページへのリンクは、ご自由に設定いただけます。

リンクされる場合は、以下のバナー画像をご活用ください。

また、リンク設定を行った場合には、当ホームページのご意見・ご要望のページからリンク設定したホームページの URL 等をお知らせください。

【バナー及び QR コード】

定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



※ QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

【リンク先アドレス】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>